

介護職員処遇改善支援補助金  
計画書申請事業者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

大竹 智洋

「介護職員処遇改善支援補助金」における留意事項について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

都は、介護職員の処遇改善を図るため、国の新たな経済対策に基づき「介護職員処遇改善支援補助金」の事業を実施しているところです。

さて、本補助金の計画書を申請していただいているところですが、補助事業の適正な実施のため、下記の留意事項をご確認いただくようお願いいたします。

記

1 留意事項

(1) 賃金改善方法について

「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援実施要綱」（令和4年4月1日付老発0401第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下、「国実施要綱」という。）の「6 賃金改善の要件」にて、賃金改善の要件として以下の内容が定められております。今回の補助事業における要件の一つとなりますので、遵守してください。

（国実施要綱の記載内容）

安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

(2) 賃金改善方法の周知について

国実施要綱の「8 留意事項(2)① 賃金改善方法の周知について」にて、以下の内容が定められております。そのため、事業者様におかれましては、適切に対応してください。なお、計画書において、「計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知している」の確認項目をチェックしていただいているところですので、確実に職員へ周知していただくようお願いいたします。

（国実施要綱の記載内容）

介護職員処遇改善支援補助金の届出を行った介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。